

平成24年12月5日

広島大学教職員組合執行委員長  
西田 恵哉 様

広島大学理事（財務・総務担当）  
平野 仁 司

### 附属東雲小学校の常勤教員配置に関する要求書について（回答）

このことについて、下記のとおり回答します。

#### 記

附属学校における教員の人員配分については、「平成22年度以降の教員の人員配分の基本方針」（平成21年10月20日開催役員会承認）において、「附属学校については、標準教員数の関係から、金額方式への見直しは行わず、当面これまでどおりの員数方式による運用とし、人員削減については実施しない。ただし、原則として、平成21年度の配分人員（定員）にかかる人件費相当額を維持するものとする。」としております。

#### 【1, 3, 4の回答】

国立附属学校の教員定数は、その算定について直接定めたものはないことから、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」という。）を準用して算出しています。

質問1の2013年度（平成25年度）の附属東雲小学校における常勤教員配置は、「副校長・特別支援学級担当教員・養護教員・栄養教員を除き、常勤教員数を18名」としたものではありません。標準法に準じて算出した教員数に、後述の大学独自の措置による「非専任校長分」1人を加算した常勤教員数23名（養護教員・栄養教員を除く）が常勤教員配置となります。

質問3、質問4の特別支援学級を担当する常勤教員数については、附属東雲小学校は特別支援学級であり、特別支援学校ではないことから、特別支援学級のみを別にして標準法第10条以下の「特別支援学校教職員定数の標準」を準用した教員定数の算定はできません。

また、特別支援学級担当教員とそれ以外の教員を別々に計算することもできません。標準法第7条第1項の規定に準じ、特別支援学級も含めた附属東雲小学校の学校規模（学級数）により学校全体の常勤教員数を算定することになります。

なお、特別支援学級の3学級を担当する常勤教員数は、23名のうちから附属東雲小学校で配置を決めていただくこととなります。

常勤教員数23名の計算根拠（計算過程）は次のとおりとなります。

- ① 標準法第7条第1項の準用により、現在の普通学級12学級、複式学級3学級、特別支援学級3学級の計18学級に、「1.200」を乗じて得た数  
 $18 \text{学級} \times 1.200 = 21.6 \rightarrow 22 \text{人}$ （「教頭及び教諭等の数」の標準）
- ② 校長が大学教員の併任であることから、「非専任校長」分として1人を加配（標準法に

準じた加配ではありません。)

- ③ ①と②を合計した23人が、附属東雲小学校の養護教員・栄養教員を除いた常勤教員数となります。

**【2の回答】**

質問2の学級数について、標準法第3条第2項は、公立学校で学級編制を行う場合の基準であり、現在の学級数18学級を19学級に換算する扱いにはなりません。複式学級の今後のあり方については、募集定員の変更も含めた検討が必要と考えます。

**【5の回答】**

2013年度（平成25年度）の附属東雲小学校の常勤教員配置は23名（養護教員・栄養教員を除く）ですが、上記で述べたように、この中には標準法には定めがない、大学独自の措置により「非専任校長」分の1人が加配されています。

また、2012年度（平成24年度）までは、標準法に準じた常勤教員数とは別に特定教員分として、さらにもう1人が加配されており、標準法に準じた常勤教員数22人（校長を除く）より2人多い24人を配置しています。

よって、平成25年度に1人減少しても、標準法に定める常勤教員数よりも1人多い体制となります。